

社会福祉士による刑事施設退所者への社会復帰支援の 「視座」と「手法」に関する一考察

—『子ども虐待』の視点から—

村田 紋子

要旨 近年の社会福祉士による刑事施設退所者への社会復帰支援に関する議論は、「高齢者」「障害者」の「再犯防止」に限定されがちである。本稿では新たな支援の視座と手法を得るべく、まず子ども虐待と犯罪の関連を示す諸研究を確認した。次いで「司法と福祉の連携」の現在の課題と、「犯罪離脱」「リカバリー」「回復共同体」等の、犯罪行為者への対応に関する最近の基本的な理念や手法を整理した。社会福祉士は刑事施設退所者の社会復帰支援において、犯罪の背後に存在する可能性が高い「子ども虐待」の機序や影響の深刻さを十分認識し、その視座から「回復共同体」等の手法により、今後の支援を試行しうるのではないかと結論した。

キーワード：犯罪、子ども虐待、トラウマ、社会福祉士、回復共同体

I. はじめに

児童養護施設には、重篤な被虐待体験により「加害者」に転じてしまうような「暴力的な行動化」が顕著な一群の子どもたちが近年増加している¹⁾。児童福祉や保護処分、さらに少年刑務所での矯正処遇によっても立ち直れず非行・犯罪に至る例がかなりある。犯罪に至ってしまった場合は、「判決前調査制度」がない現況においては、成育歴を顧みられることなく「自己責任論」の元に刑罰が課され、成人後の刑事裁判においては、行為の悪質性等の犯情、少年院送致等の前歴だけが強調されて厳罰に処される現実も存在する。

私は児童養護施設に在職中、暴力的な行動化が顕著な子どもたちを多数担当したが、そのうちの一人は重大事件により服役中である。その方とのやり取りにおいて長期累犯刑務所の処遇実態の一

部に接するようになったが、司法と福祉では原理が異なることは理解しつつも刑務所の中で様々な能力が失われてしまうのではないかと、真の社会復帰とは何なのかと深く疑問をもつようになった。

「平成19年版犯罪白書」において犯罪者全体の3割に満たない再犯者によっておよそ6割の犯罪が行われているという調査結果が示されて以降、「再犯防止」は刑事政策上の大きな課題となり、平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」も成立した。法務省と厚生労働省による「司法と福祉の連携」施策における社会福祉士による刑事施設退所者（以下「退所者」）への支援は、主に「微罪を繰り返す高齢者や障害者²⁾」に限定されやすい。

犯罪の全てが、子ども虐待を要因とするものではない。しかし子ども期の虐待体験と犯罪との関連は一般的に想定される以上に深いのではないかと、本人の責任ではない要因により犯罪に至ってしまったのであれば、その方々が「高齢者」「障害者」でなくても例えば重罪を犯した場合であっても、

MURATA Ayako
社会福祉法人新栄会 更生施設・宿所提供施設相談員

社会福祉士は社会復帰支援の視座と手法を持つべきではないかという仮説が本稿の端緒である。

II. 目的と方法

本稿では、まず「子ども虐待」に関する知見及び犯罪との関連についての諸研究を文献レビューにより確認する。次いで「司法と福祉の連携」の現状や社会福祉士養成カリキュラムの諸課題、犯罪行為者への対応に関わる近年の考え方や教育プログラムのあり方を、文献レビューにより整理する。その結果を踏まえ、「子ども虐待」の視点から社会福祉士が「退所者」支援において持つべき視座と手法を考察する。

1. 「子ども虐待」と「犯罪」の関連

(1) 「子ども虐待」の機序と症状

子どもは養育者を「安全基地」とする「愛着関係」を基盤に外界への探索を重ね、自我や感情、規範意識、身体感覚等を発達させる。その重要な時期に慢性的に虐待を受けるという子どものトラウマ体験は、愛着関係を傷つけ「複雑性外傷後ストレス障害」を生じさせ、人格形成に多大な影響を及ぼす³⁾。コルクはその主症状として「感情の制御困難」「自己制御への試みとしての自己破壊行動」「解離」「失感情症と身体化」「自己および他者とコミュニケーションするための言葉や象徴の喪失」等をあげ、「身体イメージの障害や疎隔感などの自己感覚の障害」や「無力で傷ついた無用な存在という自己への見方」「信頼や親密さ、自己を表現することの困難さ」が生じるとし、犯罪と虐待の関連にも言及している⁴⁾。

コルクはさらにエビジェネティクスの観点から「ストレスに満ちた経験が人間でも遺伝子発現に影響を与える」ことを指摘する⁵⁾。子ども虐待が脳に器質的・機能的変化を及ぼすことも近年の知見である⁶⁾。

コルクは、慢性的な虐待を経験した子ども達が心身両面の極めて多様な症状を示すため、「病因の明瞭性を損ない、包括的な治療の取り組みを促進

する代わりに治療と介入を当該児童の精神障害の限られた一側面に追いやる危険がある」として、「発達性トラウマ障害」の概念を提唱した⁷⁾。杉山も子ども虐待の「重篤な後遺症が、年齢が上がるにつれて」「一定のパターンで移り変わっていく(異型連続性)」ことに言及し⁸⁾、「愛着障害」を起点とした「多動性行動障害」から、「解離性障害→解離性同一障害など」及び「非行→触法行為・薬物依存」という連続の2類型を見出した⁹⁾。子ども虐待と非行・犯罪を含む様々な「問題行動」とのつながりは、注意深くなければ見ることができない。

(2) 子ども虐待と非行・犯罪との関連についての諸研究

子ども虐待の予後については様々な研究があるが、例えば藤野は「こうした暴力の経験と後続の生活との間には、犯罪の被害体験、加害体験、自殺企図歴、心的不調の治療歴、婚・交際歴、配偶者等間の暴力、子どもの有無、子どもへの暴力と、きわめて多岐にわたった関連がある」とする¹⁰⁾。

少年に関する「被虐待体験」と「非行」の関連についての研究は複数存在し、いずれも一定の関連があるとしている¹¹⁾。女性受刑者については「8割に人為的な被害体験」があり、結果として精神疾患や摂食障害等の課題をもったまま収監に至ることから、被害体験を考慮した対応の必要性が明らかになっている¹²⁾。少年、女性以外の若年受刑者に関しては、羽間らの研究において「受刑群」の半数に家族からの被虐待体験があり、家族以外の第三者からの被害も重複していること、「犯罪をした人の処遇上、被虐待体験を有する可能性とそれらの体験による認知や行動への影響を念頭においた、よりの確なアセスメントの必要性が示唆される。」と結論された¹³⁾。犯罪傾向が進んだ長期累犯刑務所においては、被虐待歴はおそらくより高率であろうことが推察される。

2. 「司法と福祉の連携」における社会福祉士に関わる諸課題

(1) 刑事施設入所者の特徴と課題

社会福祉士による社会復帰支援を考える前提として、誰が「収監」されるのか、どのような課題が発生するのかを整理する。日本の刑事司法制度においては「各段階において、ダイバージョン、非施設化、社会への再統合等を重視した制度を展開し、罪に問われた人を早い段階で刑事司法から離脱させ、できる限り刑事施設に収容しないという方法¹⁴⁾」がとられている。しかし刑罰には強い「逆進性」があり「社会的弱者」、即ちそもそも社会的に孤立している者が収監されやすいことを浜井は指摘し¹⁵⁾、「受刑者は刑事司法手続きの各段階で選抜された者たち¹⁶⁾」であるという。

「入所者」の「社会的孤立」は刑事施設内でも強化される。処遇の基本は「パワー」に拠る「沈黙」と「他者との切り離し」である。「入所者」同士のみならず、刑務官との人間的な関係も厳しく制限される。保安上の事情もあるとはいえ、「自主性も協調性も求められず、人間的な感覚を一切奪われて生活する¹⁷⁾」、「『人間としての尊厳』や『存在価値』を認めてもらえない¹⁸⁾」状況となる。長期受刑になる程家族を含む他者との関係性の喪失、感情の抑圧や枯渇、自尊感情の喪失、主体性の低下等が深刻となる。

浜井は「日本の刑罰は、様々な原因を背景として発生する問題の中から刑法上の犯罪に当たる行為を抜き出し、その罪責を問うもの、つまり、あらゆる問題を個人の規範の問題に還元して責任を取らせるものである。しかも、日本の刑事司法は社会から孤立し、刑罰は社会のどこにもつながっていない」と、制度自体の社会的孤立という課題も挙げている¹⁹⁾。

(2) 社会福祉士の司法分野における活動の課題

「司法と福祉の連携」においては、刑事施設等への社会福祉士の配置、地域定着支援センターの新設等「退所者」を福祉的支援につなぐ「出口支援」、さらには検察庁での社会福祉アドバイザーによる起訴前の「入口支援」等が主施策である。その他

「再犯防止推進計画」の社会福祉士会による受託や弁護士との連携における「更生支援計画」の作成等活動は拡大している。

「司法と福祉の連携」において課題として第一にいわれるのは「福祉の司法化」である。土井は「再犯防止概念は本人支援と社会防衛の両者を内包しており、その用い方によっては、視点が本人支援から社会防衛へと容易に転換しうるものであることから、福祉の刑事司法化をもたらしなないためにも、福祉は刑事司法との関係において対等性・独立性を失わないようにしなければならない²⁰⁾」と警告する。その他に「再犯防止に向けた総合対策」において「支援」という表現が用いられつつも「何らかの司法的関与を構想しようとしていると思われる記載がある」との指摘もある²¹⁾。

平成30年度より法務省の再犯防止策の一環として「社会福祉施設等の協力の促進」が加えられた²²⁾。社会福祉士がより自覚的に、業務に取り組むことが求められているといえる。

第二の課題は、現状では社会福祉士による支援が「高齢者」「障害者」に実質的には限定されているように見える点である。掛川は「支援をうけるための『資格化』が進行しているともいえる。『『かわいそうな加害者』だけが福祉的支援の受給者として資格化しないためのしくみを、再度問い直す必要がある」とする²³⁾。

日本社会福祉士会の諸文書で、「再犯防止」が社会福祉士業務の直接的な目的になっているかのような記述も過去にあったが²⁴⁾、最近では社会福祉士の業務は「地域社会の中での本人の生きづらさへの支援」であり、「本人の権利擁護を中心に据え、地域ネットワークの形成や社会資源の発掘・創出などの実践を展開すること」により、犯罪そのものに対してではなく、「その背景にある本人の生きづらさの軽減または解消を図り、地域における本人の尊厳が守られた暮らしを志向」するとされている²⁵⁾。「高齢者」「障害者」以外の「退所者」への議論の広がりや、現段階では明確には見出せない。

(3) 社会福祉士養成カリキュラムに関わる課題

「司法と福祉の連携」は、社会福祉士養成カリ

キュラム（以下「カリキュラム」）においてどのように認識されているのだろうか。平成20年3月の「カリキュラム」見直しに関して、斎藤は「新たに養成カリキュラムに設けられた3科目のうち、〈更生保護制度〉以外の2科目（「就労支援サービス」と「権利擁護と成年後見制度」）は意見書（『介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見』）に書かれた「社会福祉士の活躍する分野」にある『権利擁護、成年後見制度等の新しいサービスの利用支援』、『生活保護制度における自立支援プログラムによる就労支援の推進』と直接的に関連している。」が、「〈更生保護制度〉に直接的に該当する分野は見当たらない²⁶⁾」と述べている。そして「更生保護制度」については、公的記録等から詳細はうかがえないが、平成19年2月以降厚生労働省と法務省の連携が積極的に行われ、その結果「更生保護制度」が演習科目の一分野等としてではなく独立科目として設置されたのではないかと推察している²⁷⁾。

令和元年の見直しでは「司法と福祉の更なる連携を促進し、司法領域において社会福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、現行の『更生保護^(ママ)』を基礎として教育内容の見直しを行うとともに、時間数を拡充し、社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目として『刑事司法と福祉』を創設する²⁸⁾。」とされた。時間数は「更生保護制度」の倍の30時間である。

前回の「カリキュラム」見直し経緯において斎藤が触れている「社会・援護局関係主管課長会議」の平成30年3月の資料を再度見ると、「重要事項」として「矯正施設退所者の地域生活定着支援について」が挙げられ、「法務省とは継続的に連携のあり方等に係る協議を行ってきている」とある²⁹⁾が詳細は未公開である。「カリキュラム」見直し作業チームは同年8月から開始である。「令和元年版再犯防止推進白書」では、厚生労働省が、薬物依存等の各依存症について教育内容を充実させるため、「精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを行う³⁰⁾」ことに言及しているが、この点を含め「カリキュラム」見直し作業チームの

活動詳細は不明である。今回の科目新設においても、法務省の再犯防止施策及びそれに関連した厚生労働省との連携が、背後にかなり存在することが推察される。

木下は「更生保護制度」の各テキストにおいて「制度についての解説に終始しており、更生保護の対象となった人に対する社会福祉士のあるべき支援などについてはあまり触れられていない。この科目でこそ、『再犯防止を第一主義目的としない支援』が強調されるべきである³¹⁾。」としている。「刑事司法と福祉」の内容をみても、例えば「修復的司法」「農福連携」が単発的に挿入されている感等があり、当該科目をどのような視座で何を目的として展開するのかは読み取りにくい。

3. 犯罪行為者への対応に関わる理念や方法

(1) 「犯罪離脱」と「リカバリー概念」

犯罪行為者への対応において、近年は従来の医療モデルから「人はなぜ犯罪をやめるのか」という「犯罪離脱」という考え方に移行しているといわれる³²⁾。津富は「再犯防止に向けた総合対策」が掲げるのは「リスク管理モデル」であり、「社会そのものを変え、（「退所者」等への）差別にチャレンジするという提案はなされていない」点に注意を促す。「診断も介入もいづれも専門家の手に握られており、社会ではなく本人（個人）を対象とする取り組みのみが想定されている³³⁾」とし、さらに「退所者」の立ち直りに関して、精神保健分野で発展してきた「リカバリー概念」の導入を提案する。「リカバリー」の内容としては「病気が治るかどうかではなく…目指されているのは本人自身にとって意義のある人生」であること、「『結果としての状態』ではなく『過程（プロセス）』であること」、そして「本人の人生の意味や価値の転換」即ち「アイデンティティの転換」の3点が挙げられている³⁴⁾。

「犯罪離脱」においては、外的要因（結婚・仕事）と内的要因（主体性）と共に、社会的絆を重視する。S・マルナは回復には他者の力が重要であり、「元犯罪者を『信じてくれる』誰かの力が働

き」「(元犯罪者は) ずっとそうしようと思っていたことを成し遂げられるようになる³⁵⁾。」とする。その他、藤岡や岡本も、「回復」や「更生」において「社会的絆」の中での自己覚知と変容が大切であり、他者が不可欠であるとする³⁶⁾。

(2) 近年の主な教育プログラムの内容と課題

次に近年の犯罪行為者に対する着目すべき教育プログラムを概観する。藤岡は①治療教育モデル、②回復モデル、③社会モデルを「効果が期待されるプログラムの方向性として」挙げる³⁷⁾。

「治療教育モデル」は認知行動療法を核とし、「犯罪離脱」やポジティブ心理学の考え方により長期的全人的な視野で社会復帰に取り組むものである。但し認知行動療法の部分における効果の長期継続性が未確認であること³⁸⁾、「トラウマ症状があったり、対人関係で不適切な対処方法が定着していたりする受刑者は、そもそも落ち着いて認知を扱う状態にない」として参加困難な場合があると指摘される³⁹⁾。

「回復モデル」は「困難と折り合って、自己の生を充実させていくことを目指す自助グループのアプローチ⁴⁰⁾」である。アルコールクス・アノニマスを先駆として様々に発展し「語り(ナラティブ)」を尊重する点が特徴とされる。

「社会モデル」は「個人の問題へ直接アプローチするというより、環境や状況を調整することによって犯罪行動を防止しようとする特徴」を持つ⁴¹⁾。葛野はイギリスの刑事政策においては、「ソーシャルインクルージョン」の視点から「退所者」支援が実施されていることを報告する⁴²⁾。浜井は、イタリアでは精神障害者を精神病院から解放したバザーリア法をモデルとして犯罪に至った人たちの社会復帰が取り組まれていることから、「更生」が「ノーマライゼーション」の考え方に近いことに着目する⁴³⁾。

藤岡は、現行の再犯防止プログラムの弱点として、「リスク回避的な目標が中心」であり、「全人的アプローチによる『資源』への着目が乏しい」点を挙げる⁴⁴⁾。今後の方向性としては、量刑の増加や監視ではなく、「『グッドライフモデル』等ポジ

ティブ志向の介入アプローチによる補強」、及び「社会移行を保証するものとしての外的要因(住居、生活費、身分証明、教育、雇用、医療等)と内的要因(変化への動機づけや『希望』を持つ機会)」、「社会的移行支援(人とのつながりと新たな役割を試す機会)」が重要であるとする⁴⁵⁾。

(3) 回復共同体(Therapeutic Community)

犯罪行為者のトラウマ体験や被害者性、「他者との関係性」に特に着目する教育プログラムの一つとして、「回復共同体」の理念と意義を確認する。精神保健分野での展開の歴史を持ち、犯罪行為者に関しては、アメリカのNPO団体アミティが「回復共同体」による無期懲役刑等への支援を行っている⁴⁶⁾。日本ではPFI刑務所島根あさひ社会復帰促進センターで、認知行動療法等と組み合わせで導入され一定の効果が報告されている⁴⁷⁾。

「回復共同体」は、精神分析家A・ミラーの「子ども時代の深刻なトラウマ体験を放置しておく、加害や自傷につながる」「傷つけられた痛みや怒りそのものを抑圧すると、自分を攻撃する大人を理想化せざるを得なくなる」という考え⁴⁸⁾に拠る。安全なグループの中での語りを通して自らの真の感情に気づき、「エモーショナルリテラシー(自らの体験を語ることから、感情、情緒をあるがままに受け止め、ことばで表現する力⁴⁹⁾)」を高めること、及び他者とのつながりを再構築し、「今までの生き方を見直す」「新しい価値観を育む」「これからの人生に向かいあう⁵⁰⁾」ことを目標とする。さらに回復者が新入者に対し「ピア」としての役割を担う。

暴力や犯罪の一部は、被虐待体験による圧倒的な孤立無援感や無力感による「自己治療の試み」である「力のアディクション⁵¹⁾」としても捉えられる。アディクション治療におけるグループの有用性は従来より知られているが、暴力犯罪にも適用可能と⁵²⁾される。

Ⅲ. 結果と考察

子ども虐待についての知見や刑事施設に関わる諸調査から、子ども虐待と犯罪の関係は深いといえる。また現状の「司法と福祉の連携」における課題や、社会福祉士による「退所者」への社会復帰支援の視座に関し議論が乏しい現状を整理した。

次いで近年の犯罪行為者への対応に関する基本的な理念や手法にみられる「全人的」「本人主体」「社会内での他者との関係性の尊重」「語りにおける回復」「アイデンティティの転換」等の価値については、社会福祉士としても、「退所者」への社会復帰支援において改めて尊重していくべきであると確認する。

上記を踏まえ、社会福祉士の「退所者」への社会復帰支援において必要と思われる「視座」と「手法」についてさらに詳細を以下に述べる。

1. 「子ども虐待」認識の重要性～「退所者」への社会復帰支援の「視座」として～

「退所者」の社会復帰支援において、背後に存在している可能性がある子ども虐待の機序や後年への多大な影響を正しく認識し、その上で「退所者」を理解するべきではないかと考える。

近年は子ども虐待を、より広義の「小児期逆境体験 (Adverse Childhood Experience ACEs)」という概念で捉え「公衆衛生」の問題として対応しようとする「トラウマインフォームドケア (TIC)」が提唱されている。「小児期逆境体験」とは、「子どもが生きる上で欠かせない安心や安全が守られていない環境」「トラウマとなりうる虐待やネグレクト、性被害、機能不全家族等が含まれる⁵³⁾」というものである。「トラウマインフォームドケア」とは、「トラウマの影響を理解した対応に基づき、被害者や支援者の身体、心理、情緒の安全を重視する。また被害者がコントロール感やエンパワメントを回復する契機を見出すストレングスに基づいた取り組み」と定義される⁵⁴⁾。「トラウマインフォームドケア」の視点や手法は精神保健や児童福祉分野、犯罪被害者支援、また少年院処遇への

適用が試みられているが⁵⁵⁾、加害者への対応においても活用すべきであるとの提案がある⁵⁶⁾。

特に先述したトラウマの「否認」は、当事者だけでなく周囲の家族や専門家、地域社会においても強く生じるとされる⁵⁷⁾。犯罪には被害者が存在するゆえに、犯罪に至ってしまった要因としての「子ども虐待」は社会からより否認されやすく、「退所者」排除の傾向も大変強くなるのではないかと考えられる。アミティ創始者N・アービターは、「問題から目を背けるために、彼らを刑務所に閉じ込めてしまった⁵⁸⁾」、「より平和で人間的な世界を築くためには、なぜ問題が起こったのか、という原因に向き合うことしかない⁵⁹⁾」と語る。隠されている「虐待された子ども」の痛み、そして子どもを傷つけることによって何かおきるのかを、社会福祉士がまず明確に認識し、社会の人々が理解できるように努めることにより、「退所者」を支援し共に生きる可能性を探ることができるのではないだろうか。

2. 「回復共同体」の可能性～「退所者」への社会復帰支援の「手法」として～

「退所者」への社会復帰支援の手法として着目したいのが、「回復共同体」である。現状の「退所者」社会復帰支援における諸施策は、藤岡のいう住居、生活費、雇用等「外的要因」が主な目標になっていると考えられる。社会福祉士として、変化への動機づけや「希望」を持つ機会としての「内的要因」や人とのつながりと新たな役割を試す機会等としての「社会的移行支援」を生み出す、具体的な「場」を今後つくりだしていくことが重要であろう。

「アミティ」の活動は1990年代末よりTV報道や坂上香氏のドキュメンタリー映画⁶⁰⁾等を通して日本に紹介された。その後「アミティ」に関連するNPO団体等が一時期複数組織されたが、「退所者」支援には直接つながりなかつたり、数年で活動が停止したものもあり十分な展開には至っていなかった。最近は藤岡らによる地域での「回復共同体」に関わる諸実践が公表され⁶¹⁾、更生保護施設や

NPOでの試行も存在している⁶²⁾。これらの取り組みに学びながら社会福祉士が地域での実践を模索していくこともできるのではないだろうか。

IV. おわりに

犯罪の全てが、子ども虐待を要因とするものではない。しかし子ども虐待によって犯罪に至ってしまった方々が、その事実さえ気づかれず、適切な支援もなされず、さらに排除されていくとすれば、それは「人権尊重」や「社会正義」に反するのではないかと思う。また子ども期の虐待を見逃してしまった、社会の側のあり方も真剣に問われなければならない。

なお「アミティ」において、「退所者」の回復と社会復帰後には、地域における「償い」や「被害者との和解」のテーマがつながっていく。今後社会福祉士として「修復的司法」についても知見を深めたいと考えている。

註

- 1) 山本恒雄・大久保牧子「問題行動により児童養護施設で不適応を起こした児童の支援」、『日本子ども家庭総合研究所紀要 50』、2013年、253～269頁
遠藤洋二「児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査」『非行問題 (221)』、2015年、117～133頁
- 2) 法務総合研究所「研究部報告56高齢者及び精神障がいのある犯罪者の実態と処遇」、2017年
- 3) J・L・ハーマン (中井久夫訳)「心的外傷と回復 (増補版)」、みすず書房、1999年、186～190頁
- 4) ベセル・A・ヴァン・デア・コルク他 (西澤哲監訳)「トラウマテック・ストレス」、誠信書房、2001年、207～221頁、226～227頁 攻撃性、暴力、非行、犯罪と子ども虐待の関連については以下も参照。M・E・エドナ他 (坂井聖二監訳)「虐待された子ども ザ・バタード・チャイルド」、明石書房、2003年、225～229頁
- 5) ベセル・A・ヴァン・デア・コルク「身体はトラウマを記憶する」、紀伊國屋書店、2017年、254頁

- 6) 友田明美・藤澤玲子「虐待が脳を変える」、新曜社、2018年
- 7) コルク 註5) 前掲書、265頁
- 8) 杉山登志郎「発達性トラウマ障害と複雑性PTSDの治療」、誠信書房、2019年、15頁
- 9) 杉山 前書、16頁
- 10) 藤野京子「児童虐待が後年の生活に及ぼす影響について」、『犯罪心理学研究』第46巻第1号、2008年、40頁
- 11) 例えば法務総合研究所「研究部報告11 児童虐待に関する研究」、2001年
松浦直己他「非行と小児期逆境体験及び不適切養育との関連についての検討」、兵庫教育大学研究紀要第30巻、2007年
安部計彦「子ども虐待と非行の関係」、西南学院大学人間科学論集第14巻第1号、2018年、167～194頁
- 12) 例えば今村有子他「被害体験が女子受刑者に及ぼす影響 (1)」、『犯罪心理学研究』52巻特別号、2015年、26～27頁
- 13) 羽間京子「若年犯罪者の被虐待体験等の被害体験と犯罪との関連に関する研究」、日工組社会安全財団 2018年度一般研究助成研究報告書、20～21頁、23頁
- 14) 鷲野明美「刑事政策におけるソーシャルワークの有効性」、中央経済社、2020年、196頁
- 15) 浜井浩一「高齢者・障がいの者の犯罪をめぐる議論の変遷と課題」、法律のひろば、2014年12月、5頁
- 16) 浜井浩一「日本の刑罰は誰を何のために罰しているのか～持続可能な刑罰とは～」、浜井浩一編集『シリーズ刑事司法を考える第6巻 犯罪をどう防ぐか』、岩波書店、2017年、74頁
- 17) 沢登文治「刑務所改革」、集英社、2015年、188頁
- 18) 藤岡淳子「再犯しない生き方を支えるもの～刑務所出所者の手記から」『こころの科学』188 2016年、89頁
- 19) 浜井 註16) 前掲書、xiii頁
- 20) 土井政和「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日的課題」『犯罪社会学研究』、第39号、2014年、67頁
- 21) 大杉光子「『司法と福祉の連携』における弁護士の立ち位置」『季刊刑事弁護』、2016年春、74頁
- 22) 「令和元年版再犯防止推進白書」、47頁
- 23) 掛川直之「福祉と刑事司法との連携が生みだす

- 新たな排除～社会復帰支援のパラドクス～」、
関西都市学研究 (1)、2017年、15頁
- 24) 例えば日本社会福祉士会リーガルソーシャルワーク研究委員会「刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業報告書」、2009年
- 25) 日本社会福祉士会「日本社会福祉士会ニュース」No.187、2018年3月、6頁
- 26) 齋藤史彦「現行の社会福祉士養成カリキュラムにおける更生保護制度導入の背景に関する一考察—厚生労働省社会保障審議会福祉部会の資料を中心に—」、『法学教育研究会 第3・4合併号』、2019年、19頁
- 27) 齋藤 前書、24～26頁
- 28) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」令和元年6月28日、4頁
- 29) 厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議資料（平成30年3月1日）」資料1総務課、10～12頁
- 30) 「令和元年版再犯防止推進白書」、62頁
- 31) 木下大生「司法と福祉の連携による福祉の司法化のリスクファクターとその影響に関する検討」刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』、現代人文社、2018年、135頁
- 32) 山梨光貴「犯罪からの離脱のメカニズム」、『大学院研究年報第47号』、中央大学、2018年、190頁
- 33) 津富宏「犯罪からの離脱～リスク管理モデルから対話モデルへ～」、前掲書『シリーズ刑事司法を考える 第6巻』、253～254頁
- 34) 津富 前書、258～263頁
- 35) S・マルナ（津富宏・河野莊子監訳）「犯罪からの離脱と『人生のやり直し』元犯罪者のナラティブから学ぶ」、明石書店、2013年、122頁
- 36) 藤岡淳子・田辺裕美「刑務所出所者の社会再参加に必要な変化と支援～回復した元受刑者のインタビューから」、『司法福祉学研究』14、生活書院、2014年、67～94頁
岡本茂樹「無期懲役囚の更生は可能か～本当に人は変わることはないのだろうか」、晃洋書房、2013年、242～244頁
- 37) 藤岡淳子「非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用」、誠信書房、2014年、11頁
- 38) 藤岡 註37) 前掲書、37頁
- 39) 毛利、藤岡、下郷「加害行動の背景にある被害者体験をどのように扱うか？～A刑務所内治療共同体の試みから～」、『心理臨床学研究』第31巻 (6)、2014年、961頁
- 40) 藤岡 註37) 前掲書、11頁、20～21頁
- 41) 藤岡 註37) 前掲書、21～22頁
- 42) 葛野尋之「社会復帰とソーシャルインクルージョン」、日本犯罪社会学会、『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』、現代人文社2009年、21頁
- 43) 浜井浩一「罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦」、現代人文社、2013年、149～150頁
- 44) 日本弁護士連合会「シンポジウム『再犯防止プログラムの現在』資料」、2015年7月13日、19頁
- 45) 日本弁護士連合会 前書、20～22頁
- 46) 坂上香「ライフアーズ 罪と向き合う」、白水社2012年
- 47) 藤岡淳子「各種プログラムの効果検証と今後の課題基調報告『処遇効果検証について』」、『島根あさひ社会復帰促進センター開所5周年記念フォーラム報告書』、2013年
- 48) A・ミラー「魂の殺人 親は子どもに何をしたか」、新曜社、1983年、vi頁等
- 49) 坂上香「被害と加害の連鎖を断ち切るために～治療共同体『アミティ』の試みから」、藤森和美編『被害者のトラウマとその支援』、誠信書房、2002年、131頁
- 50) 「アミティを学ぶ会」<http://www.arsvi.com/o/amity.htm> (2020年10月15日アクセス)
- 51) 藤岡淳子「力のアディクション～封印された『恐れ』と『暴力』」、『臨床心理学』第14巻第2号、2014年、278～284頁
- 52) 白川美也子「トラウマとアディクション～問題行動の背景にあるもの」、『臨床心理学』第13巻6号、2013年、878頁
- 53) 野坂祐子「トラウマインフォームド・ケア～問題行動を捉えなおす援助の視点」日本評論社2020年、77頁
- 54) 野坂 前書、84～85頁
- 55) 例えば大岡由佳他「犯罪被害者支援における実質的支援の必要性～TIC（トラウマインフォームドケア）の視点から」日本社会福祉学会第66回秋季大会資料、2018年、167～168頁
藤原尚子「女子少年院における被害者体験を考慮に入れた処遇の現状と課題～トラウマインフォームドアプローチの実現に向けて』、『刑政』130巻

11号、2019年

- 56) 野坂 前掲書、71～81頁、123～133頁
- 57) J・L・ハーマン（斎藤学訳）「父－娘近親姦～家族の闇を照らす～」、誠信書房、2000年、156頁、216頁
- 58) 坂上香「『加害者』の『被害者』性を受け止める試み」、『アディクションと家族』第17巻3号、2000年、274頁
- 59) アミティを学ぶ会「セラピューティック・コミュニティ～回復をめざし共に生きる」、かりん舎、2004年、14頁
- 60) 坂上香「Lifers ライファーズ 終身刑を越えて」、2004年公開
- 61) 藤岡淳子編著「治療共同体実践ガイド～トラウマティックな共同体から回復の共同体へ」、金剛出版、2019年
- 62) 福田順子「地域の更生共同体を目指して」、『更生保護』、平成29年7月号、30～33頁
NPO法人「ま～る（旧配りの会）」
<https://www.npo~homepage.go.jp/npoportal/detail/105001352>
及び <http://kubarinokai.blog.fc2.com/blog~category~0.html> 参照（2020年10月25日アクセス）。なお筆者は2015年6月から活動に参加した。現在は休止中である。